

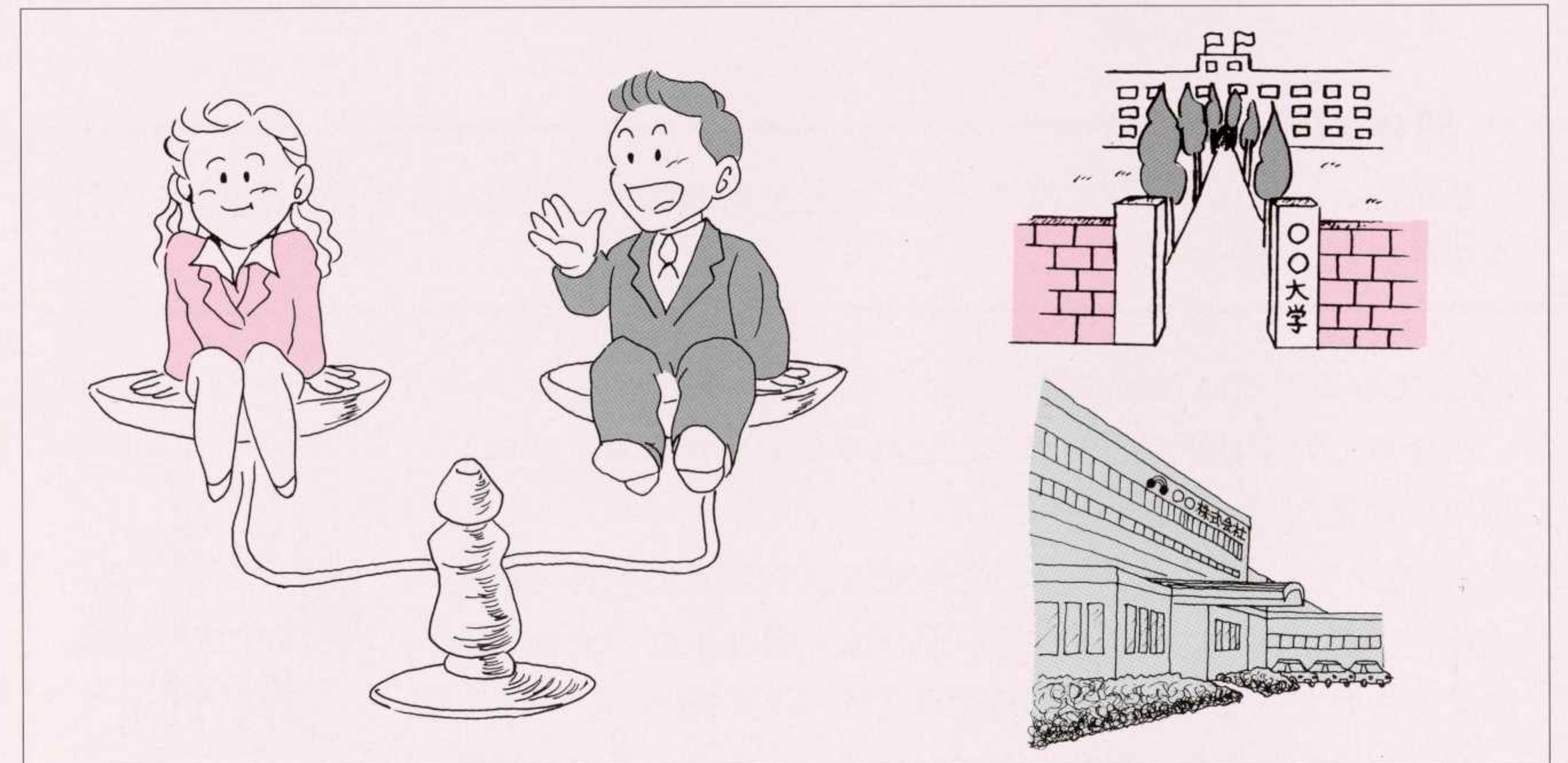
女性少年室では、女子学生の就職問題に関する相談を受付けています。

- 女性少年室は、労働省の出先機関で、各都道府県の県庁所在地に1つずつあります。
- 女性少年室では、女子学生から相談を受け付け、アドバイスや情報を提供するとともに、相談内容が、均等法に照らし問題のある場合には、企業から事情をきくとともに、助言、指導を行います。
- 女性が不利に取り扱われていると思ったら是非一度女性少年室にご相談下さい。相談は来室に限らず、電話、FAX、手紙など何でも結構です。

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	060-0808	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2715	011-709-8786
青森	030-0801	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎	0177-35-1033	0177-77-7696
岩手	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎	019-622-4645	019-623-0440
宮城	983-0861	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8844	022-299-8845
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-862-6684	018-862-4300
山形	990-0041	山形市緑町1丁目5番48号 山形地方合同庁舎	023-624-8228	023-624-8246
福島	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎	024-536-4609	024-536-4658
茨城	310-0061	水戸市北見町1番11号	029-221-3915	029-233-0725
栃木	320-0845	宇都宮市明保町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎	028-633-2795	028-637-5998
群馬	371-0026	前橋市大手町1丁目1番3号	027-231-5136	027-232-9639
埼玉	336-0012	浦和市岸町5丁目8番13号	048-822-4273	048-832-4887
千葉	260-0013	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-2307	043-221-2308
東京	112-0004	文京区後楽1丁目7番22号	03-3814-5372	03-3814-5619
神奈川	231-0003	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7380	045-211-7381
新潟	951-8133	新潟市川岸町1丁目56番地	025-266-0047	025-265-6420
富山	930-0856	富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎	0764-32-2740	0764-32-3959
石川	920-0026	金沢市西念町103街区12番地 金沢駅西合同庁舎	076-231-3086	076-221-3087
福井	910-0019	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-3947	0776-22-4920
山梨	400-0007	甲府市美咲1丁目2番13号	0552-52-6779	0552-54-4677
長野	380-0846	長野市旭町1108番地 長野第1合同庁舎	026-234-7817	026-234-7820
岐阜	500-8114	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-3046	058-245-3425
静岡	420-0853	静岡市追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-252-5310	054-252-8216
愛知	460-0001	名古屋市中区三ノ丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館	052-951-4191	052-951-4193
三重	514-0002	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎	059-228-2782	059-228-2785
滋賀	520-0057	大津市御幸町6番6号	077-523-1190	077-527-3277
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451番地	075-241-0504	075-241-0493
大阪	540-0008	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-941-4647	06-946-6465
兵庫	650-0042	神戸市中央区波止場町1番1号 神戸第2地方合同庁舎	078-332-7045	078-332-7005
奈良	630-8113	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎	0742-36-1820	0742-36-1821
和歌山	640-8392	和歌山市中之島2249番地	0734-22-4743	0734-22-4881
鳥取	680-0011	鳥取市東町2丁目302番地 鳥取第2地方合同庁舎	0857-22-3249	0857-29-4142
島根	690-0001	松江市東朝日町76番地 労働総合庁舎	0852-31-1161	0852-31-1505
岡山	700-0907	岡山市下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-7639	086-224-7693
広島	730-0012	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館	082-223-2878	082-223-2875
山口	753-8505	山口市中原原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	0839-22-8017	0839-22-3880
徳島	770-0851	徳島市徳島町城の内6番6号 徳島地方合同庁舎	0886-52-2718	0886-52-2751
香川	760-0018	高松市天神前5番12号	087-831-3762	087-831-3759
愛媛	790-0808	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5222	089-935-5223
高知	780-0074	高知市南金田48番2	0888-85-6041	0888-85-6042
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-4894	092-411-4895
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7150	0952-32-7151
長崎	852-8106	長崎市岩川町16番16号 長崎合同庁舎	095-844-4384	095-844-4423
熊本	860-0008	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎	096-352-3865	096-352-3876
大分	870-0016	大分市新川町2丁目1番36号 大分合同庁舎	0975-32-4025	0975-37-1240
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-25-5531	0985-25-5543
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎	099-222-8446	099-222-8459
沖縄	900-0033	那覇市久米2丁目30番1号	098-868-4380	098-869-7914

就職を希望されるあなたへ！

女性少年室はあなたの就職活動を応援します
まず、女性少年室へご相談を



○ あなたの就職活動は順調に進んでいますか？

就職活動に当たって、あなたが女性であるという理由だけで、希望する企業に応募する機会が得られなかったり、必要な情報をもらえなかったりしたら、あなたはどうしますか？

最近の雇用情勢を背景として、女子学生等の就職にも厳しいものがありますが、このような時期にあっても、男女について均等な取扱いをすることが強く要請されることは言うまでもありません。

あなたが入社を希望する企業が男性しか募集していなかったり、女性に男性より不利な条件を付けていたり、募集・採用の手続きで女性の方が不利になっていたりしても、すぐにあきらめずに、自ら又は大学等学校を通して企業に働きかけることも重要です。

それでも企業の門戸が開かれない場合、また、その理由が「あなたが女性である」ということによると思ったときは、最寄りの女性少年室に相談してみてもいいでしょうか。各都道府県ごとに設置されている女性少年室では、みなさんがスムーズに就職活動を行えるよう、年間を通して相談を受付けています。

就職活動において、男子学生と比べて不利に取り扱われていると思われる場面に出会った時には、このリーフレットを参考として、女性少年室にご相談ください。

平成10年度
労働省女性局／女性少年室

男女雇用機会均等法で募集・採用について 定めていること

均等法では、事業主に、労働者の募集・採用に当たって、女性に対して男性と均等な機会を与えるよう努力することを求めており、そのための具体的な目標を次のように定めています。

具体的目標 1

事業主は、募集・採用に当たって、女性であることを理由としてその対象から女性を排除しないこと

(排除していると認められる例)

- ① 総合職、大卒技術系、高専卒などの募集で男性のみを募集・採用の対象としているケース
- ② 「営業マン」「ウェイター」など男性を表す職種の名称で募集するケース(例えば「営業マン(男・女)募集」など女性を排除するものではないことを明確にするケースを除く。)
- ③ 形式上男女を募集の対象としてはいるが、応募の受付は男性のみとしているケース



具体的目標 2

事業主は、募集・採用に当たって、女性についての募集・採用する人数の限度を設けないこと



(限度を設けていると認められる例)

- ① 「大卒男性70人、大卒女性30人」等男女別の採用予定人数を明示して募集するケース
- ② 男性の選考を終了した後で女性の選考をするケース

留 意 点

女性が排除されているか、女性に不利な条件が付いているかを判断する場合は、募集・採用区分(大卒総合職、大卒技術系、高専卒など、学歴と職種により区分されています。)ごとにみて、同じ区分の男性と比較して判断してください。

具体的目標 3

事業主は、募集・採用に当たって、年齢、未婚・既婚の別、通勤の状況等の条件を付ける場合においては、男性と比較して女性に不利なものとししないこと

(不利なものと認められる例)

- ① 「男性25歳未満、女性23歳未満」というように、応募できる年齢の上限を、男性よりも女性の方を低くしているケース
- ② 女性についてのみ、未婚であることを条件とするケース
- ③ 女性についてのみ、自宅から通勤することを条件とするケース
- ④ 女性についてのみ、浪人又は留年していないことを条件とするケース



具体的目標 4

事業主は、求人内容の説明等募集・採用に関する情報の提供について、男性と比べて女性を不利に取り扱わないこと



(不利な取扱いと認められる例)

- ① 男性にのみ会社案内等の資料を送付するケース
- ② 男性に送付する会社案内等の資料の内容を女性に送付する資料の内容と比べて詳細にするケース
- ③ 女性に対する会社案内等の資料の送付の時期を男性に比べて遅くするケース
- ④ 会社説明会を男女別に開催したり、会社説明会の対象から女性を除くケース
- ⑤ 女性を対象とする会社説明会の開始時期を男性より遅くするケース

具体的目標 5

事業主は、採用試験の実施に当たって、男性と比較して女性に不利な取扱いをしないこと

(不利な取扱いと認められる例)

- ① 男性については筆記試験等を実施しないが、女性についてのみ、筆記試験等を実施するケース
- ② 男女共通の採用試験の他に、女性についてのみ、さらに別の採用試験を実施するケース



皆さんが社会人となる平成11年 4 月 1 日から 働く女性をとりまく法律が変わります！

女性労働者を取りまく労働関係法律には、男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法などがありますが、平成 9 年 6 月にこれらの法律が改正され、平成11年 4 月から施行されることになりました。（一部は平成10年 4 月から施行されています。）

今回の改正は、

- ・働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備すること
 - ・働く女性が安心して子供を生むことができる環境をつくること
 - ・男女がともに職業生活をと家庭生活を両立できる条件を整備すること
- の 3 点を目指したものです。

《改正の主なポイント》（5 ページ参照）

① 男女雇用機会均等法の改正

- ・これまで事業主の努力義務であった募集・採用、配置・昇進について、女性に対する差別を禁止
 - 「女性のみ」「女性優遇」の取扱いをすることも、女性の職域を固定化したり、男性と女性の仕事を分離してしまうという弊害をもたらすものがあり、原則として禁止されます。
- ・企業名の公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置を強化
- ・ポジティブ・アクションの促進、セクシュアルハラスメントの防止といった新しい課題にも対応
- ・母性保護の充実の一環として、妊娠中及び出産後の女性労働者が保護指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保ができるようにすることや、その指導に基づき勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講ずることを事業主に義務づけ（すでに平成10年 4 月 1 日から施行されています。）

② 労働基準法の改正

- ・女性の職域の拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制を解消
- ・母性保護の充実の一環として、多胎妊娠の場合の産前休業期間を10週間から14週間に延長（すでに平成10年 4 月 1 日から施行されています。）

③ 育児・介護休業法の改正

- ・育児や家族の介護を行う一定範囲の男女労働者について、深夜業の制限の権利を創設

男女雇用機会均等法等の改正のポイント

1 男女雇用機会均等法

事 項		改 正 法	現 行 法	施行期日
差別の禁止	募 集 ・ 採 用	禁 止	努 力 義 務	平成11年4月1日
	配 置 ・ 昇 進	禁 止	努 力 義 務	
	教 育 訓 練	禁 止	一 部 禁 止	
	福 利 厚 生	一 部 禁 止	一 部 禁 止	
	定年・退職・解雇	禁 止	禁 止	
	女性のみ・女性優遇	原則として禁止	適 法	
調 停		一方申請を可とする	双方の同意が条件	
制 裁		企 業 名 の 公 表	(規 定 な し)	
ポジティブ・アクション		国 に よ る 援 助	(規 定 な し)	
セクシュアルハラスメント		事業主の配慮義務	(規 定 な し)	
母 性 健 康 管 理		義 務 化	努 力 義 務	平成10年4月1日

2 労働基準法

女性 の 時 間 外 ・ 休日労働、深夜業	規 制 を 解 消	就 業 を 規 制	平成11年4月1日
多胎妊娠における産前休業期間	14 週 間	10 週 間	平成10年4月1日

3 育児・介護休業法

深 夜 業	育児又は家族介護を行う労働者の深夜業の制限	(規 定 な し)	平成11年4月1日
-------	-----------------------	-------------	-----------